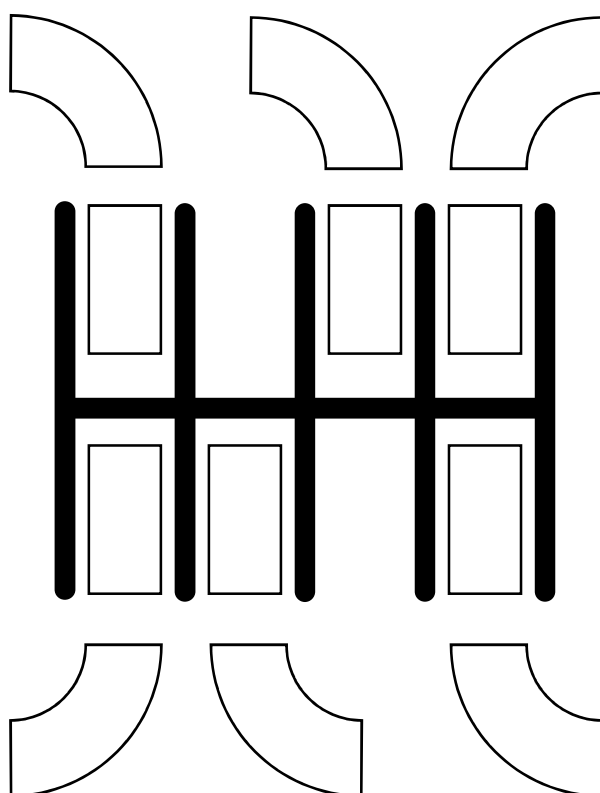


路外駐車場設置及び届出に関する手引き



令和4年11月

itami

伊丹市

はじめに

この手引きは、駐車場法(昭和32年法律第106号)に定められている路外駐車場を設置するにあたり、技術基準及び手続を解説したものです。

※ 略号

「法」……………駐車場法（昭和32年5月16日 法律第106号）

「令」……………駐車場法施行令（昭和32年12月13日 政令第340号）

「規則」……………駐車場法施行規則（平成12年11月24日 運輸省・建設省令第12号）

目次

1. 路外駐車場の設置について……………	1
2. 路外駐車場設置の届出関係……………	3
3. 各種届出の手続関係……………	5
○ 路外駐車場設置届	
○ 路外駐車場設置変更届	
○ 路外駐車場管理規程届	
○ 路外駐車場管理規程変更届	
○ 路外駐車場休止届	
○ 路外駐車場再開届	
○ 路外駐車場廃止届	
4. 路外駐車場の構造及び設備の基準について……………	9
5. Q & A……………	17
6. 駐車場管理規程例(平成17年国土交通省より)……………	18
7. 認定書参考例……………	25
8. 様式集……………	27

1. 路外駐車場の設置について

(1) 路外駐車場とは

道路の路面外に設置される自動車(大型自動二輪車及び普通自動二輪車を含む。以下同じ。)の駐車のための施設であって、不特定多数の人が利用できる一般公共の用に供する駐車場を示します。したがって、次のような利用者が特定されている場合は、路外駐車場に該当しません。

- ① 月極駐車場のよう駐車場の一定の区画について特定者に対し独占的な使用権を設定して、他の自動車の使用を一切排除するような契約を締結した駐車場
- ② 建築物に附置され、その建築物の関係者などの特定者以外は利用できない駐車場
(注意)専用駐車場(一般公共の用に供しない駐車場)の判断について

専用駐車場と判断するには、非該当車両を排除する実態が備わっている必要があります。「お客さま専用駐車場」と表示している場合やゲートの設置、警備員を配置しているだけでは専用駐車場とはみなせません。

(2) 構造及び設備について技術基準に適合しなければならない路外駐車場

路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上あるものは、駐車場法施行令その他関係法令の規定で定める技術基準によらなければなりません。

- ① 駐車のために供する部分とは、車路を除いた駐車のために供する部分(駐車マス)を示します。
- ② 特殊装置(エレベーター等の機械式)を用いる駐車場は、各パレット(台車)の面積に数を掛けた面積としますが、算定しにくい場合は、15㎡/台とみなして算定します。

(3) 届出が必要な路外駐車場

次の3つの条件全てにあてはまる駐車場を設置する場合は、あらかじめ伊丹市に設置の届出が必要です。また、既に届け出た事項を変更しようとするときも同様です。

- ① 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供される駐車場
- ② 駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の駐車場
- ③ 利用者から駐車料金を徴収する駐車場

(注意)

①と②に該当し駐車料金を徴収しない駐車場は、届出の必要はありませんが、駐車場法で規定している構造及び設備の基準(技術的基準)は守る必要があります。

(4) 特定路外駐車場について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(通称:バリアフリー新法)が平成18年12月に施行され、対象となる特定路外駐車場を設置する場合には、省令で定められた基準の適合が義務付けられ(バリアフリー新法第11条)、届出が必要(バリアフリー新法第12条)になりました。

○ 対象となる特定路外駐車場

次の3つの条件に全てにあてはまる駐車場を設置する場合は、路外駐車場移動等円滑化基準(国土交通省令第112号)に適合しなければなりません。また、あらかじめ伊丹市に設置の届出が必要です。

なお、特定路外駐車場についての詳細は、伊丹市役所障害福祉課でご確認ください。

- ① 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供される駐車場
 - ② 駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の駐車場
 - ③ 利用者から駐車料金を徴収する駐車場
- ※ ただし、道路附属物としての駐車場、公園施設としての駐車場、建築物である駐車場、建築物に附属する駐車場は除きます。
- 屋根のない昇降式駐車場は、建築物とはなりません。
 - 建築物に附属する駐車場とは、ショッピングセンターや病院等の施設に附属されている駐車場を指します。

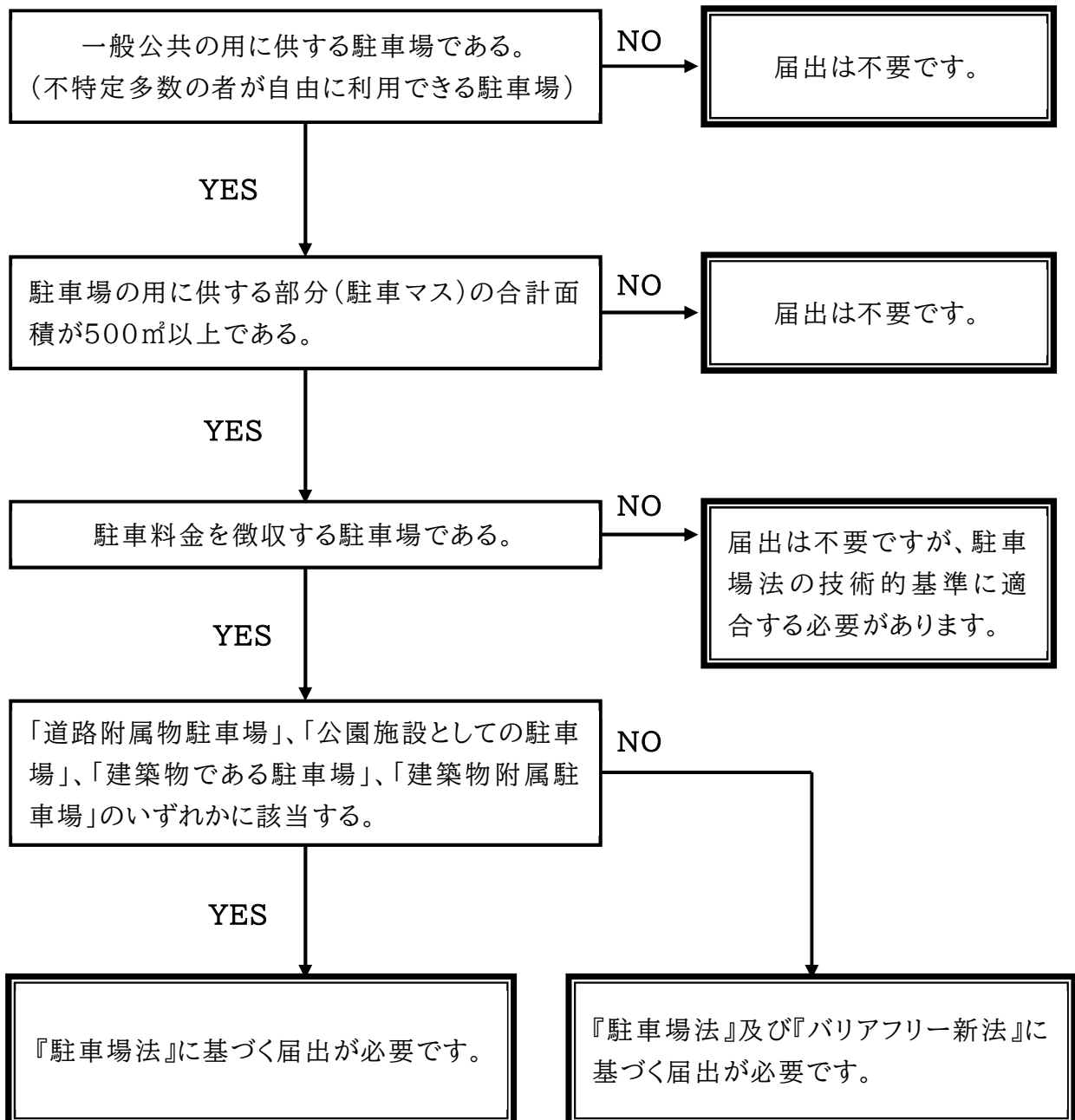


伊丹市マスコット たみまる

2. 路外駐車場設置の届出関係

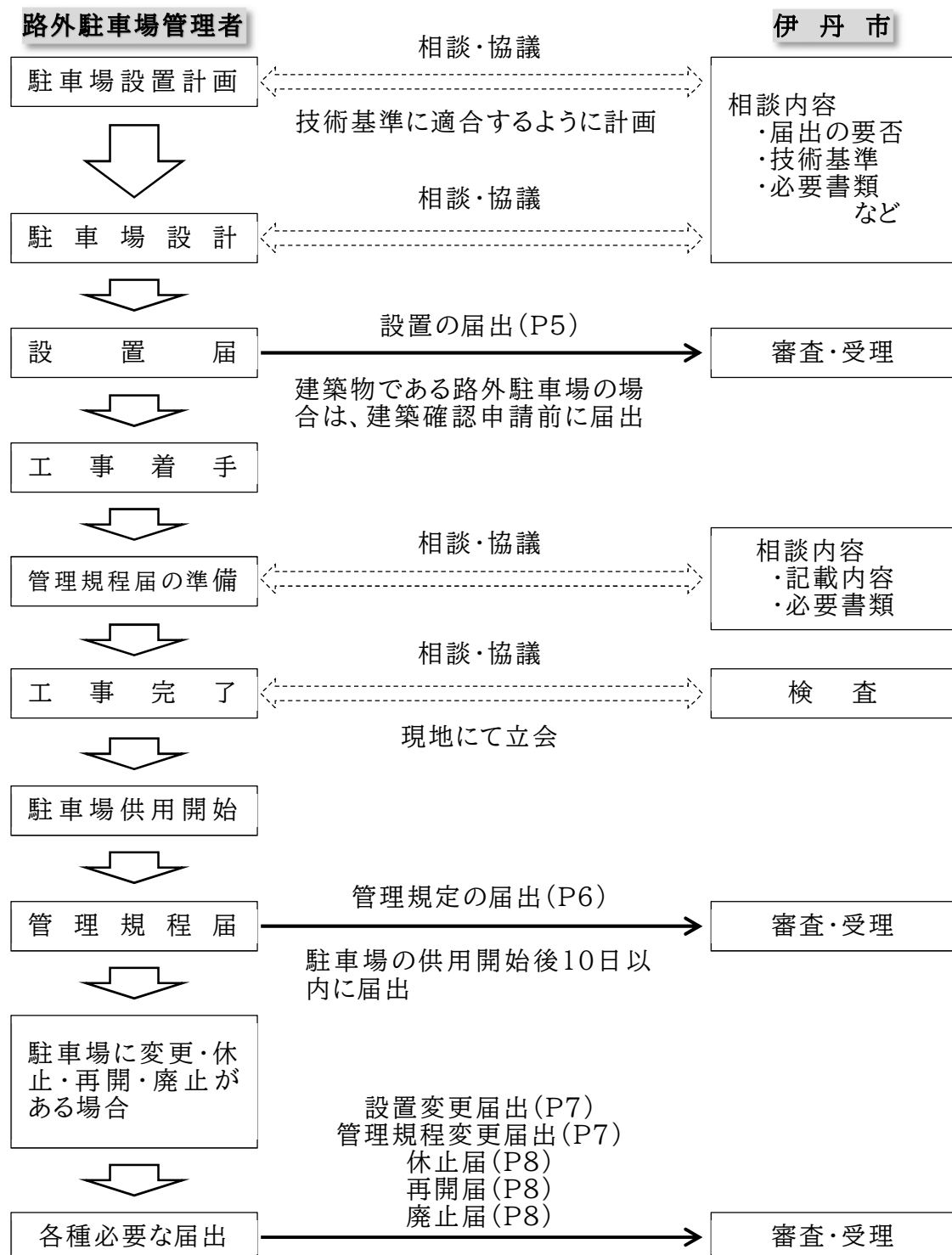
(1) 届出対象フローチャート

路外駐車場を設置する場合は、次のフローチャートに従い届出対象か対象外かを判断します。



(2) 手続などの流れ

届出が必要な場合の手続は次のとおりです。



3. 各種届出の手続関係

(1) 路外駐車場設置届出について(法第12条)

1. 設置の届出

届出が必要な路外駐車場を設置する者は、あらかじめ、市長に届出をしなければなりません。駐車場計画の修正を指示する場合があるため、修正が可能な時期(建築物である路外駐車場の場合は建築確認申請前)に届出をしてください。また、駐車場の竣工後に現地検査を行います。

2. 届出に必要な書類

	必要書類	建築物の場合	建築物でない場合
1	路外駐車場設置届出書(様式第1号)	○	○
2	委任状(届出を委任する場合)	△	△
3	位置図(縮尺 1/10,000 以上)	○	○
4	平面図(縮尺 1/200 以上)(※)	○	○
5	立面図(縮尺 1/200 以上、2面以上)	○	—
6	断面図(縮尺 1/200 以上、2面以上)	○	—
7	屈曲部(半径)、傾斜部(勾配)及び出口部の詳細図	○	—
8	換気計算書	○	—
9	照度分布図	○	—
10	機械式駐車 施設の場合	○	—
	認定書の写し及び仕様図 特殊装置設置計画書(様式第7号)	○	—

◆ 届出部数：1部 ◆

(※) 平面図の記載については、次のとおりです。

- ① 路外駐車場の区域
赤実線で囲むこと。
- ② 周辺道路等の状況
バス停、横断歩道、交差点、路面標示、周辺施設の用途等を記入すること。
- ③ 場内の設備
事務所、料金徴収所、照明、警報装置、看板等を記入すること。
- ④ 駐車区画
各階の駐車区画の寸法が同一の場合は、1階駐車区画に記入すること。
四輪と二輪の別を明記し、併用の場合はその旨を明記すること。
- ⑤ 車路
車路動線を矢印で記入すること。
車路幅員(小数第2位)を記入すること。

(2) 路外駐車場管理規程届出について

1. 管理規程の届出(法第13条第1項)

届出が必要な路外駐車場を開設するときは、業務の運営の基本となる管理規程を定め、供用開始後10日以内に届出をしなければなりません。

2. 管理規定に定める事項(法第13条第2項)

①	路外駐車場の名称
②	路外駐車場管理者の氏名及び住所 <ul style="list-style-type: none">➤ 個人：氏名及び住所➤ 法人：法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
③	路外駐車場管理者の供用時間に関する事項 <ul style="list-style-type: none">➤ 休業日並びに1日における供用時間の開始及び終了の時刻
④	駐車料金に関する事項 <ul style="list-style-type: none">➤ 上限額をもって定める。➤ 駐車料金の基準は、次の全ての要件を満たすものであること。<ul style="list-style-type: none">a 能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む額を超えないこと。b 自動車を駐車させる者に対し、不当な差別的取扱となる額でないこと。c 自動車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのない額であること。
⑤	路外駐車場の供用契約に関する事項 <ul style="list-style-type: none">➤ 駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項を含むこと。
⑥	上記のほか国土交通省令で定める事項 <ul style="list-style-type: none">➤ 路外駐車場の構造上、駐車することができない自動車➤ 路外駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要

3. 届出に必要な書類

必要書類	
1	路外駐車場管理規程届出書(様式第5号)
2	委任状(届出を委任する場合)
3	路外駐車場管理規程
4	定期(月極)駐車契約書の写し(定期契約部分がある場合)
5	業務(管理)委託契約書の写し(業務委託する場合)

◆ 届出部数：1部 ◆

(3) 路外駐車場設置及び管理規定届出事項の変更について

1. 路外駐車場の変更(法第12条第1項)

既に届出をした事項に変更があるときは、あらかじめ届出をしなければなりません。様式第1号を表紙に、変更事項に係る図面を添付してください。

2. 管理規定の変更(法第13条第4項)

既に届出をした事項に変更があるときは、10日以内に届出をしなければなりません。様式第6号を表紙に、変更後の管理規程を添付してください。

3. 届出に必要な書類一覧

路外駐車場の変更の場合

変更等の内容	必要書類
駐車場の位置 (町名地番変更の場合)	・路外駐車場設置(変更)届出書(第1号様式) ・委任状(届出を委任する場合) ・変更事項に係る図面及びその他必要なもの
駐車場の区域・規模・構造・設備	
従業員の数	

◆ 届出部数：1部 ◆

管理規定の変更の場合

変更等の内容	必要書類
駐車場の名称	・路外駐車場管理規程変更届出書(第6号様式) ・委任状(届出を委任する場合) ・変更後の管理規定 ・定期(月極)契約の変更の場合は、契約書の写し
管理者の氏名及び住所	
法人管理者の代表者及び代表者の住所(※)	
供用時間	
駐車料金	
附帯業務	
供用契約・省令で定められた事項	

◆ 届出部数：1部 ◆

(※) 変更の内容が代表者のみの場合は、変更の届出は不要となります。

(4) 路外駐車場の休止、再開、廃止について

① 路外駐車場の休止、再開、廃止の届出(法第14条)

路外駐車場管理者は、路外駐車場の全部又は一部の供用を休止し、又は廃止したときは、10日以内に届出をしなければなりません。現に休止している路外駐車場の全部又は一部の供用を再開したときも10日以内に届出が必要となります。それらの場合は、次の書類が必要となります。

② 届出に必要な書類一覧

休止等の内容	必要書類		
路外駐車場休止	路外駐車場休止届 (様式第2号)	委任状(届出を 委任する場合)	一部休止の場合は 平面図(※)
路外駐車場再開	路外駐車場再開届 (様式第3号)		一部再開の場合は 平面図(※)
路外駐車場廃止	路外駐車場廃止届 (様式第4号)		一部廃止の場合は 平面図(※)

◆ 届出部数：1部 ◆

(※) 路外駐車場の一部を休止、再開、廃止した場合は、平面図にその部分を朱書きしてください。



4. 路外駐車場の構造及び設備の基準について

(1) 自動車の出口及び入口を設置できない部分(令第7条第1項第1号)

- ① 道路交通法第44条各号に掲げる道路の部分【図1参照】
 - イ 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾こう配の急な坂又はトンネル
 - ロ 交差点の側端又は道路のまがりかどから5m以内の部分
 - ハ 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5m以内の部分
 - ニ 安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分
 - ホ 乗合自動車等の停留所を表示する標示柱又は標示板の位置から10m以内の部分
 - ヘ 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分
- ② 横断歩道橋(地下横断歩道を含む。)の昇降口から5m以内の道路の部分【図1参照】
- ③ 幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から20m以内の部分(当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあっては、当該出入口の反対側及びその左右20m以内の部分を含む。)**【図2参照】**
- ④ 橋
- ⑤ 幅員が6m未満の道路【図2参照】
- ⑥ 縦断勾配が10%を超える道路

※ ただし、上記の二重下線部には国土交通大臣が当該出口又は入口を設ける道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認めるものについては、駐車場の出口又は入口を設けることができます。

(注意)

令第7条に示す道路とは、道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路をいいます。

道路交通法第2条第1項第1号(抜萃)

一 道路 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路、道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項に規定する自動車道及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。

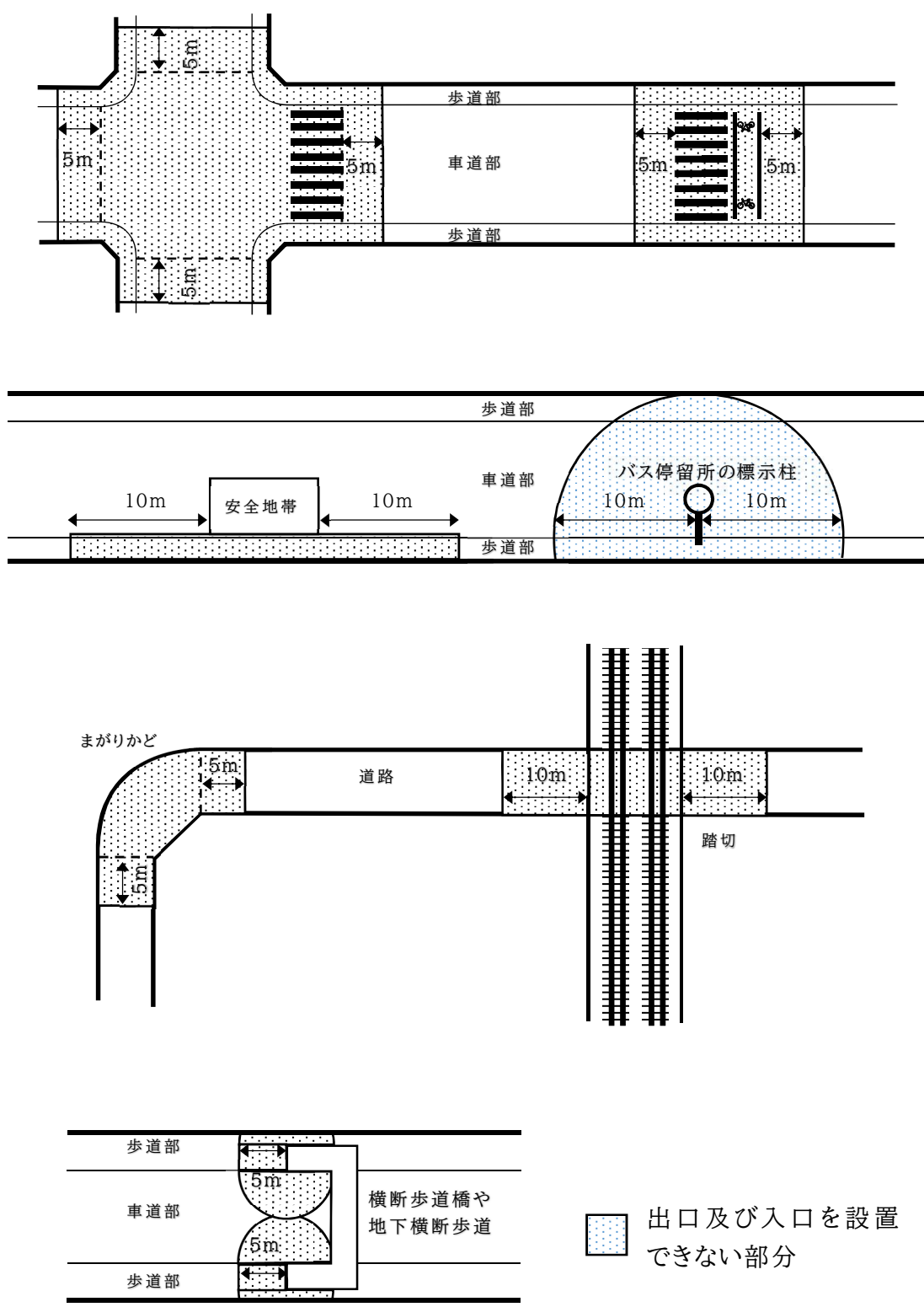
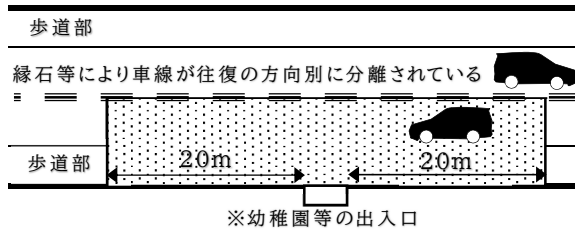
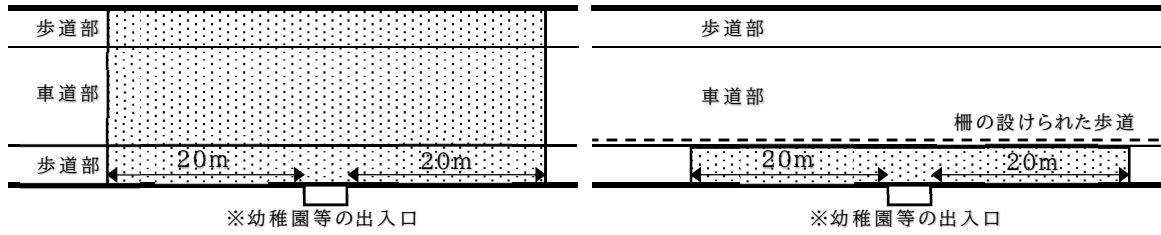
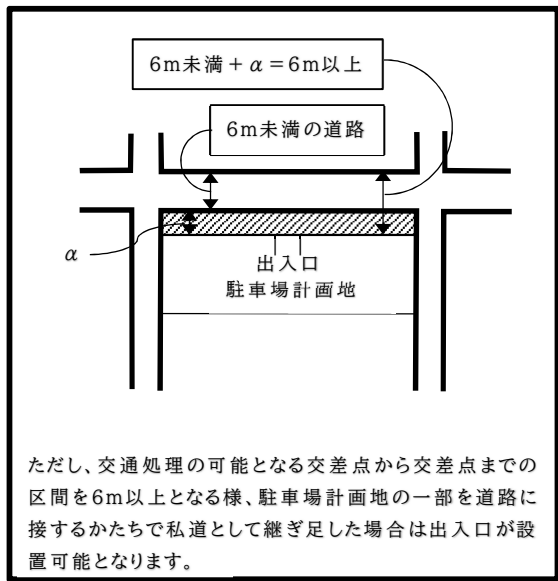
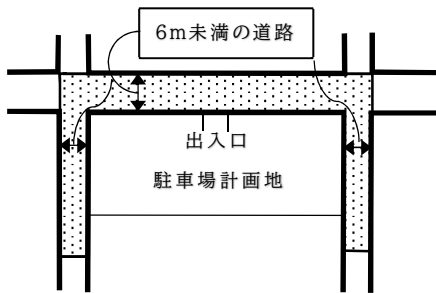


図 1 自動車の出口及び入口を設置できない部分(1/2)



- ※幼稚園等とは
 幼稚園
 小学校
 義務教育学校
 特別支援学校
 幼保連携型認定こども園
 保育所
 児童発達支援センター
 児童心理治療施設
 児童公園
 児童遊園
 児童館



■ 出口及び入口を設置できない部分

図 2 自動車の出口及び入口を設置できない部分(2/2)

(2) 自動車の出口及び入口に関する基準(令第7条第1項第2号～5号)

- ① 前面道路が2以上ある場合、自動車交通の支障の少ない道路に設けなければならない。

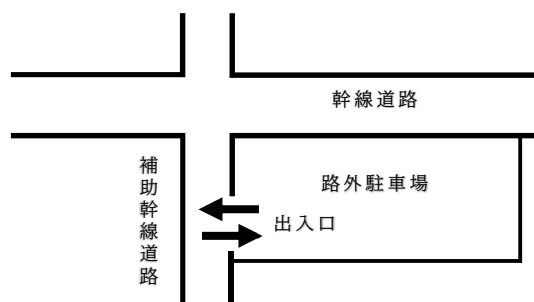


図 3 自動車の出口及び入口に関する基準①

- ② 駐車場の用に供する面積が6,000㎡以上の場合、縁石線又はさくその他これに類する工作物により自動車の出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分類されている場合を除き、自動車の出入口を分離し、かつ、これらの間隔を道路に沿って10m以上としなければならない。

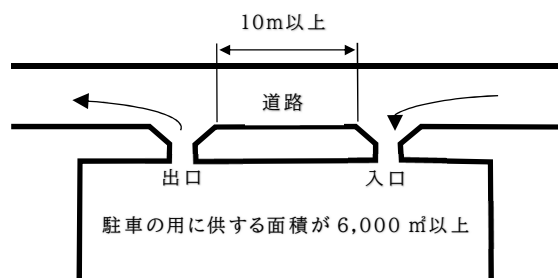


図 4 自動車の出口及び入口に関する基準②

- ③ 必要に応じ隅切りを取らなければならない。この場合、切取線と自動車の車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標準とし、かつ、隅切り長は1.5m以上としなければならない。

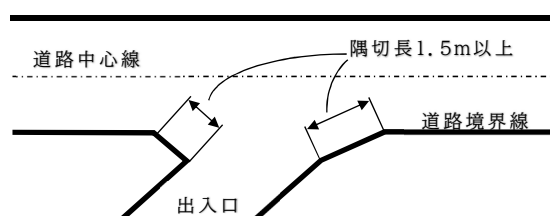


図 5 自動車の出口及び入口に関する基準③

- ④ 出口から2m(自動二輪車専用駐車場にあっては1.3m)後退した車路中心線上1.4mの高さの位置で道路中心線に直角に向かって左右それぞれ60度以上の範囲内の通行人を確認できなければならない。

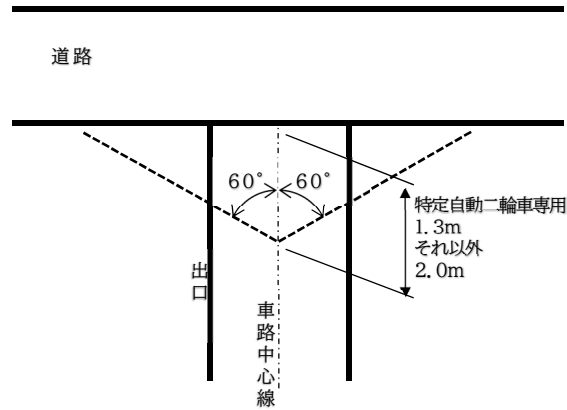


図 6 自動車の出口及び入口に関する基準④

(3) 車路に関する基準(令第8条2号)

- ① 一方通行の自動車の車路のうち、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分2.75m(自動二輪車専用駐車場にあっては、1.75m)以上
- ② 一方通行の自動車の車路又はその部分(上記①の部分を除く。)3.5m(自動二輪車専用駐車場にあっては、2.25m)以上
- ③ その他の自動車の車路又はその部分5.5m(自動二輪車専用駐車場にあっては、3.5m)以上

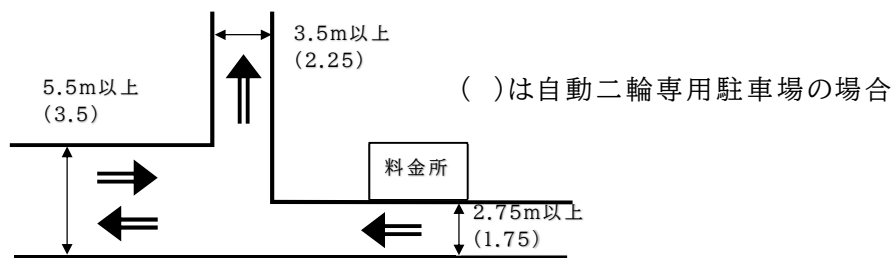


図 7 車路に関する基準

(4) 建築物である駐車場に関する基準(令第8条3号)

- ① はり下の高さは2.3m以上であること。

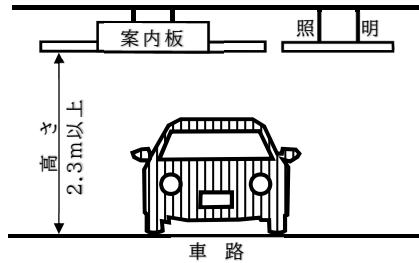


図 8 建築物である駐車場に関する基準①

- ② 屈曲部は、自動車が5m以上の内法半径(自動二輪車専用駐車場の屈曲部にあつては、特定自動二輪車が3m以上の内法半径)で回転できること。

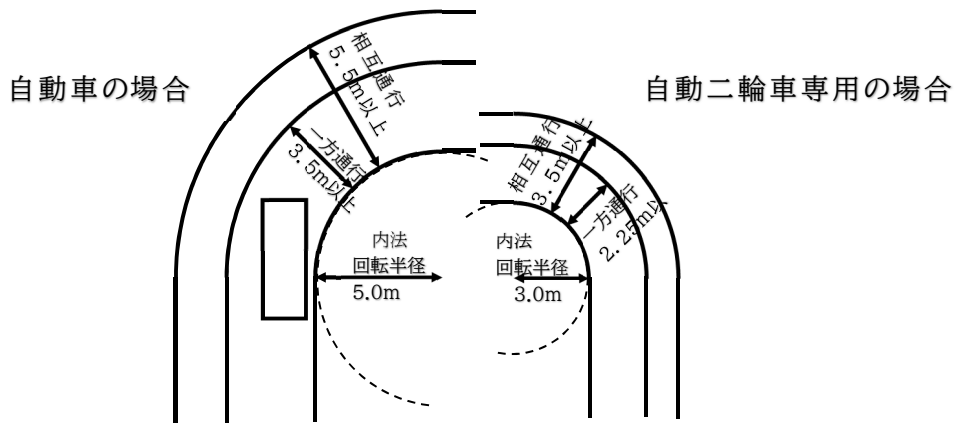


図 9 建築物である駐車場に関する基準②

- ③ 傾斜部の縦断勾配は17%を超えないこと。特に、それが出入口と直結する出入口ランプの場合には出来るだけ13~15%程度の緩勾配とし、その前後には内外動線に合流しうる導入路又は滞留スペースを設け、端部も最小3.6m程度の緩和曲線を入れて滑らかにすり付けることが望ましい。

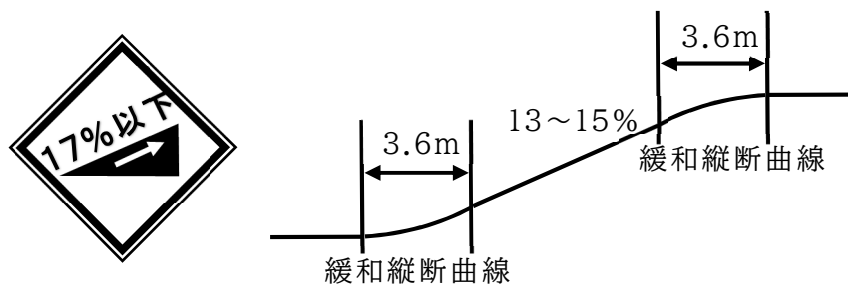


図 10 建築物である駐車場に関する基準③

- ④ 傾斜部の路面は滑りにくい材料で仕上げること。

(5) 駐車の用に供する部分の高さ(令第9条)

- 建築物である路外駐車場において、はり下の高さ2.1m以上でなければならない。

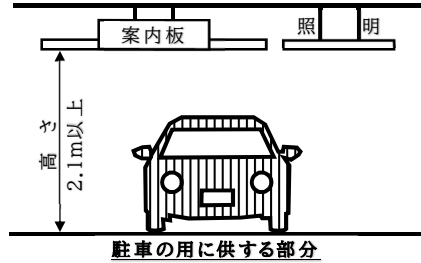


図 11 駐車の用に供する部分の高さ

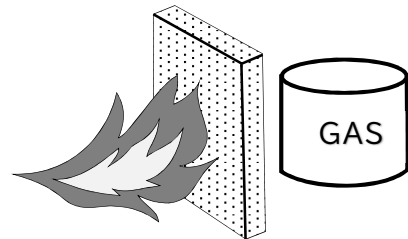
(6) 避難階段(令第10条)

- 建築物である路外駐車場において、直接地上への出入口のある階以外の階に車室を設ける場合、建築基準法施行令第123条第1項若しくは第2項に規定する非難階段または、これに代わる設備を設けなければならない。



(7) 防火区画(令第11条)

- 建築物である路外駐車場において、火災の危険のある施設(給油所等)を附置する場合、耐火構造(建築基準法2条7号に規定する耐火構造)の壁又は特定防火設備(建築基準法施行令第112条1項に規定する特定防火設備)で区画しなければならない。



(8) 換気装置(令第12条)

- 建築物である路外駐車場には、その内部の空気を床面積1㎡につき毎時14㎡以上直接外気と交換できる換気装置を設けなければならない。ただし、換気に有効な開口部の面積がその階の床面積の1/10以上であるものについては、この限りでない。

機械換気の場合: 必要換気量 $V \geq 10 \times H \times W \times L$
自然換気の場合: 開口部の面積 $A \times B \geq (W \times L) / 10$

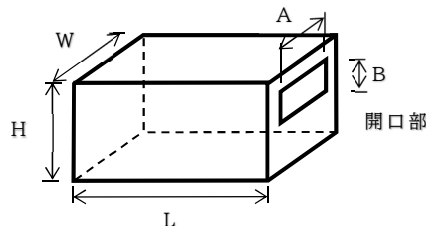
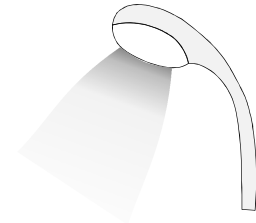


図 12 換気装置

(9) 照明装置(令第13条)

- 建築物である路外駐車場には、次の各号に定める照度を保つために必要な照明装置を設けなければならない。
 - 車路面10ルクス以上
 - 車室の床面で、2ルクス以上



(10) 警報装置(令第14条)

- 建築物である路外駐車場には、自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設けなければならない。



(11) 特殊の装置(令第15条)

- 特殊の装置を用いる路外駐車場については、国土交通大臣がその装置が令第7条から令第14条の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。

特殊の装置を用いる場合の注意事項

- 駐車場法第12条に基づく届出書に、認定書の写し及び特殊装置設置計画書(様式第7号)を添付して提出が必要です。
- 特殊の装置設置予定日が認定の有効期限内であることを確認してください。
- 届出の内容が認定書に添付される「認定の条件」を適合してください。

(12) 駐車料金等(令第16~17条)

- 駐車料金の額の基準は、次のとおりとする。
 - 能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む額をこえないこと。
 - 自動車を駐車させる者に対し、不当な差別的取扱となる額でないこと。
 - 自動車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのない額であること。
- 路外駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に、路外駐車場の供用時間及び駐車料金の額を明示しなければならない。



5. Q & A

Q:店舗等の駐車場は、専用駐車場に該当しますか？

A:専用駐車場とは店舗等の駐車場であっても、専用駐車場と明示することに加え、例えば、駐車場の出入口で管理人等が一般の利用を排除しているなど、厳密に当該建築物の利用者のみに限定される必要があります。

Q:設置届は、どの段階で提出すれば良いでしょうか？

A:届出があった際に基準に適合していないなどで、是正指示がある場合も考えられます。是正に対応できる段階(建築物である路外駐車場の場合は、建築確認申請前)で届出をしてください。

Q:付置義務条例の区域内で付置義務の対象かつ駐車場法届出対象の駐車場を計画している。どちらか一方の届出のみで対応できますか？

A:両方の届出が必要です。

Q:届出対象駐車場ですが、周辺施設利用者の限定はできますか？

A:駐車場法第15条の規定により、正当な理由のない限り、供用を拒むことはできません。

Q:建築物の屋上駐車場に照明の装置は必要ですか？

A:必要です。令第13条に適合させてください。

Q:工事完了後の報告は必要ですか？

A:法では規定がありませんが、現地で検査を実施しておりますので完了後にご報告ください。また、管理規程の届出が必要ですのでご準備ください。

Q:駐車マスの大きさはどのくらいでしょうか？

A:駐車場法においては、規定されていませんが附置義務条例にはあります。

(参考:付置義務条例の規定)

一般的な駐車マス	幅2.3m以上・奥行5m以上
車いす使用者用の駐車マス	幅3.5m以上・奥行6m以上

6. 駐車場管理規程例（平成17年国土交通省より）

1 名称

*** 駐車場

所在地〇〇県〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇号

2 駐車場管理者

(1) 所在地〇〇県〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇号

(2) 名称**** 駐車場株式会社

(3) 電話〇〇〇（〇〇〇）〇〇〇〇（代表）

(4) 代表者代表取締役社長〇〇〇〇

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 利用（第7条－第13条）

第3章 駐車料金及び算定等（第14条－第17条）

第4章 引取りのない車両の措置（第18条－第21条）

第5章 保管責任及び損害賠償（第22条－第26条）

第6章 雑則（第27条）

第1章 総則

（通則）

第1条 本駐車場（以下「駐車場」という。）の利用に関する事項は、この規程による。

（契約の成立）

第2条 駐車場の利用者（以下「利用者」という。）は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

（営業時間）

第3条 駐車場の営業時間は、毎日〇〇時から〇〇時までとする。

（時間制利用の利用期間）

第4条 駐車場の1回の利用（定期駐車券による利用を除く。）は、駐車券を受け取った日から起算して7日目の営業時間終了時までを限度とする。ただし、やむを得ない場合には、駐車場管理者（以下「管理者」という。）の判断によりこれを延長することができる。

（営業休止等）

第5条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止及び車両の退避（以下「営業休止等」という。）を行うことができる。

- (1) 自然災害、火災、浸水、爆発施設又は器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合
- (2) 保安上営業の継続が適当でないと認められる場合
- (3) 工事清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合
(駐車できる車両)

第6条 駐車場に駐車することのできる車両（自動二輪を含む。以下同じ。）は、積載物又は取付物を含めて長さ○.○m、幅○.○m、高さ○.○m及び重量○tを超えないものに限る。

第2章 利用

(駐車場の入出等)

第7条 車両が入庫するときは、入口管理事務所において駐車券の交付を受け、係員の指示する駐車位置に入庫するものとする。

2 車両が出庫するときは、出口管理事務所において係員に駐車券を返納し、駐車料金を納付し、出庫するものとする。

3 定期駐車券による利用者（以下「定期駐車券利用者」という。）は、定期駐車券の確認を受けた後入出庫するものとする。

4 駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することができる。
(駐車位置の変更)

第8条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。

(駐車場内の通行)

第9条 利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 徐行すること。
- (2) 追い越しをしないこと。
- (3) 出庫する車両の通行を優先すること。
- (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (5) 標識、信号機の表示又は係員の指示に従うこと。

(遵守事項)

第10条 前条に掲げるものの他、利用者は駐車場において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 所定の位置以外で喫煙したり、火器を使用しないこと。
- (2) 紙屑、ぼろ切れ、吸殻等のごみは各所定の容器に入れること。
- (3) 他の利用者の駐車位置、事務室、機械室、電気室、倉庫等の中にみだりに立ち入らないこと。
- (4) 運転者は控室において飲酒、賭け事、騒音を発する行為等をしないこと。
- (5) 場内において宿泊しないこと。

- (6) 車両を洗浄し、修理する場合は所定の場所において行うこと。
 - (7) 場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与えたり、事故が発生したときは直ちに係員に届け出ること。
 - (8) 駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めること。
 - (9) 場内では営業、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為は絶対にしないこと。
 - (10) その他業務又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと
- (入庫拒否)

第11条 管理者は、駐車場が満車である場合は受付を停止するほか、次の場合には駐車を断り、又は車両を退去させることができる。

- (1) 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や取付物を損傷したり汚すおそれがあるとき。
- (2) 引火物、爆発物その他の危険物を積載したり取り付けているとき。
- (3) 著しい騒音や臭気を発するとき。
- (4) 非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき、または液汁をだしたり、こぼすおそれがあるとき。
- (5) その他駐車場の管理上支障があるとき。

(出庫拒否)

第12条 管理者は、次の場合には駐車した車両の出庫を拒否することができる。

- (1) 利用者が正当な理由なく駐車券を返納しないとき。
- (2) 利用者が出庫する場合に所定額の現金を納付しないとき、又は定期駐車券を提示しないとき

(事故に対する措置)

第13条 管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがある時は、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

第3章 駐車料金及び算定等

(時間制駐車料金)

第14条 時間制駐車料金は、車両1台につき次の表のとおりとする。

時間区分	料金の額
普通時間 午前8時から午後11時まで	駐車時間30分(30分未満は30分に切り上げる)につき 金 円
夜間時間 午後11時から翌日の午前8時まで	駐車時間60分(60分未満は60分に切り上げる)につき 金 円

(消費税を含む)

(時間制駐車料金における駐車時間)

第15条 時間制駐車料金を算出するための駐車時間(この条において「駐車時間」という。)は、入庫の際に駐車券に記載した時刻から出庫の時刻までの時間とする。この場合駐車場内での洗車、修理、駐車位置の変更等のため車両が駐車位置を離れている時間も駐車時間とみなす。

2 駐車時間が前条の普通時間区分又は夜間時間区分にまたがる部分については、入庫時の単位駐車料金で計算する。

(定期駐車券及び定期駐車料金)

第16条 定期駐車券を発行する場合には、利用者は管理者との間においてあらかじめ定期駐車契約を締結するものとする。ただし、定期駐車券の発行数については、駐車場の利用状況に応じて決定する。

(1) 料金

種類	有効時間	通用期間	料金
全日定期駐車券	午前0時から午後12時まで	1カ月	円
昼間定期駐車券	午前8時から午後8時まで		円
夜間定期駐車券	午後6時から翌日午前8時まで		円

(消費税を含む)

(2) 定期駐車券による駐車場の利用等については、定期駐車契約で定めるもののほか、以下に定めるところによる。

- ① 定期駐車券は、他人に譲渡、転貸してはならない。
- ② 駐車場が満車であるときは、定期駐車券利用者に対して駐車を断ることがある。この場合、定期駐車料金の割戻しはしない。
- ③ 利用者は毎月15日までに翌月分の駐車料金を管理者に持参するか、その指定人に支払わなければならない。
- ④ 定期駐車による利用者がその有効時間又は通用期間を超えて駐車した場合は、超過時間の駐車時間の算定は第14条の規定による。
- ⑤ 月の途中契約の場合は、その月の駐車料金は日割り計算とし、その月の分を前納する。また、月の途中解約の場合は、日割り計算した残額から所定の手数料を控除した額を返金する。ただし、第5条の規定に基づき営業休止をしたため、定期駐車券利用者が駐車することができない場合には、当該手数料は控除せずに返金する。
- ⑥ 定期駐車券利用者は、定期駐車契約において記載した車両の駐車目的以外に駐車場を利用してはならない。また、定期駐車券利用者が定期駐車契約において記載した車両を変更しようとする場合は、所定の変更届を事前に提出し、管理者の承認を得なければならない。
- ⑦ 定期駐車券利用者が、駐車場内で著しく秩序を乱し、管理上支障を来すおそれがある場合は、管理者は、定期駐車契約を解除することができる。

(不正利用者に対する割増金)

第17条 時間制利用者(定期駐車券利用者以外の利用者をいう。以下同じ。)が、所定の駐車料金を支払わないで出庫したときは所定の駐車料金のほかに、その2倍相当額の割増金を収受する。

2 定期駐車券利用者が、次の方法により定期駐車券を不正使用した場合は、定期駐車券を無効として回収し、かつ所定の駐車料金の他に、不正使用に係る時間制駐車料金の2倍相当額の割増金を収受する。

(1) 定期駐車契約において記載した車両以外の車両の駐車について定期駐車券を利用した場合

(2) 券面の表示事項を塗り消し、又は改変した場合

(3) 通用期間又は有効期間以外の時間に定期駐車券を不正に使用した場合

第4章引き取りのない車両の措置

(引取りの請求)

第18条 時間制利用者が予め管理者への届出を行うことなく第4条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合又は定期駐車券利用者が定期駐車契約の期間の終了、解約又は解除となった日から起算して7日を超えて車両を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確認することができないときは、管理者は、車両の所有者等(自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。)に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。

3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

(車両の調査)

第19条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両(車内を含む。)を調査することができる。

(車両の移動)

第20条 管理者は、第18条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

(車両の処分)

第21条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取ることを拒み、若しくは引取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確認することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3カ月を経過した後、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用(催告後の車両の保管に要する費用を含む。)に満たないことが明らかである場合は、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示する。

3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者へ返還するものとする。

第5章 保管責任及び損害賠償

(保管責任)

第22条 管理者は、利用者へ駐車券を渡したときから同券を回収するときまで(定期駐車券による利用にあつては、定期駐車券を確認して車両入庫させたときから同券を確認して出庫させたときまで)、車両の保管責任を負う。

2 管理者は、出庫の際に駐車券を回収して(定期駐車券による利用にあつては、定期駐車券を確認して)車両を出庫させた場合において、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

(利用者に対する損害賠償責任)

第23条 管理者は、車両保管にあたり、第25条の規定による場合及び善良な管理者としての注意を怠らなかつたことを証明する場合を除き、車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

(車両の積載物又は取付物に関する免責)

第24条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。

(免責事由)

第25条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

- (1) 自然災害その他不可抗力による事故
- (2) 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故
- (3) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故
- (4) 第5条の規定による営業休止等の措置
- (5) 第13条の規定による措置

第26条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対してその損害の賠償を請求するものとする。

第6章雑則

(この規程に定めない事項)

第27条 この規程に定めない事項については、法令の規定に従って処理する。

7. 認定書参考例

二段・多段方式

認定書（例）

令和●●年●●月●●日付けで申請のあった特殊の装置については、駐車場法施行令第15条の規定により認定する。

記

- | | |
|------------------------------------|---|
| 1 認定番号 | ◇◇（●●）－●● |
| 2 装置の分類 | 二段・多段方式 |
| 3 装置の名称 | ■■■■■■■■ |
| 4 駐車場法施行令第
章第1節の規定の
特例を認める事項 | 令第9条、令第10条、令第12条、令第13条 |
| 5 認定の条件 | 別添のとおり |
| 6 認定の有効期限 | 令和●●年●●月●●日から
令和●●年●●月●●日まで |
| 7 安全機能の認証 | 認証機関名： □ □ □ □ □ □
認証日： 令和●●年●●月●●日
認証番号： 第●●号
有効期限：
令和●●年●●月●●日から
令和●●年●●月●●日まで |
| 8 製作会社名 | ■■■■■■■■ |

令和●●年●●月●●日
国土交通省 ◇◇地方整備局長

(参 考)

二段・多段方式

別添

【認定の条件】 (例)

- ① 令第7条（出入口）関係
本条の規定による。
- ② 令第8条（車路）関係
本条の規定による。
- ③ 令第11条（防火区画）関係
本条の規定による。
- ④ 令第12条（換気装置）関係
前面空地として設ける車路が建築物である場合は、当該部分においては令第12条の規定による。
- ⑤ 令第14条（警報装置）関係
本条の規定による。

〔留意事項〕

駐車場法第12条に基づく届出の際には、本認定書の写し及び特殊装置設置計画書を提出すること。

8. 様式集

- 様式第 1 号 路外駐車場設置（変更）届出書
- 様式第 2 号 路外駐車場休止届
- 様式第 3 号 路外駐車場再開届
- 様式第 4 号 路外駐車場廃止届
- 様式第 5 号 路外駐車場管理規程届出書
- 様式第 6 号 路外駐車場管理規程変更届出書
- 様式第 7 号 特殊装置設置計画書

(様式第1号)

路外駐車場設置（変更）届出書

年 月 日						
伊丹市長様	駐車場管理者の氏名又は名称及び住所					
電話（ ） -						
駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。						
1	駐車場の名称					
2	駐車場の位置					
3 規 模	イ 駐車場の区域の面積	平方メートル				
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積 (A+B+C+D)	平方メートル				
	a 建築物である部分	駐車の用に供する部分の面積 (A)	一般公共の用に供する部分	四輪車 (注) 専用 (駐車台数 台)	平方メートル	
			四輪者及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台 ----- 特定自動二輪車 駐車台数 台	平方メートル	
			小計	平方メートル		
			それ以外の部分	四輪車専用 (駐車台数 台)	平方メートル	
				四輪者及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台 ----- 特定自動二輪車 駐車台数 台	平方メートル
		小計		平方メートル		
		車路等の面積 (B)	平方メートル			
		b 建築物でない部分	駐車の用に供する部分の面積 (C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用 (駐車台数 台)	平方メートル
				四輪者及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台 ----- 特定自動二輪車 駐車台数 台	平方メートル
				小計	平方メートル	
それ以外の部分	四輪車専用 (駐車台数 台)			平方メートル		
	四輪者及び特定自動二輪車併用			四輪車 駐車台数 台 ----- 特定自動二輪車 駐車台数 台	平方メートル	
	小計		平方メートル			
車路等の面積 (D)	平方メートル					

3 規 模 (続 き)	駐車の用に供する部分の面積の合計 (A+C)	一般公共 の用に供 する部分	四輪車専用	(駐車台数	平方メートル 台)	
			特定自動二 輪車専用	(駐車台数	平方メートル 台)	
			四輪者及び 特定自動二 輪車併用	四輪車	駐車台数	平方メートル 台
				特定自動二輪車	駐車台数	平方メートル 台
			小計		平方メートル	
		それ以外 の部分	四輪車専用	(駐車台数	平方メートル 台)	
			特定自動二 輪車専用	(駐車台数	平方メートル 台)	
			四輪者及び 特定自動二 輪車併用	四輪車	駐車台数	平方メートル 台
				特定自動二輪車	駐車台数	平方メートル 台
			小計		平方メートル	
4 構 造	イ 建築物である部分					
	ロ 建築物でない部分					
5 設 備	イ 特殊 の装 置	a 特殊の装置の有無				
		b 特殊の装置に係る駐車場法施行令第 15条の規定による国土交通大臣の認 定の概要	認定の番号			
			特殊の装置 の名称等			
	ロ それ以外の設備					
6	附帯業務のための施設					
7	従業員概数					
8	供用開始(予定)日					
(注) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。						

備考

- 一 路外駐車場変更届出書にあっては、変更しようとする事項を朱記すること。
- 二 3のロ欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車の用に供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車のため必要な施設の総面積について記載すること。
- 三 3のロのa欄及びb欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 四 3のロのa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 五 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別(木造、耐火構造等の別)及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。
- 六 4のロ欄においては、車路及び駐車の用に供する部分のみについて記載すること。
- 七 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 八 5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による認定の番号を記載すること。
- 九 5のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称(商品名)、製造者名を記載すること。
- 十 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- 十一 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

(様式第2号)

年 月 日

伊丹市長様

駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

電話 () -

路外駐車場休止届

このことについて、下記のとおり休止したいので駐車場法第14条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 駐車場の名称
.....
- 2 駐車場の位置
.....
- 3 休止の理由
.....
- 4 休止期間 自 年 月 日
至 年 月 日 日間
- 5 休止台数 全部 一部 台
- 6 休止部分の面積 平方メートル

以上

※ 正1部提出してください。
一部休止の場合は、休止部分を朱書きした平面図を添付してください。

受付欄

(様式第3号)

年 月 日

伊丹市長様

駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

電話 () -

路外駐車場再開届

このことについて、下記のとおり再開したいので駐車場法第14条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 駐車場の名称
.....
- 2 駐車場の位置
.....
- 3 再開年月日年.....月.....日.....
- 4 再開台数全部.....一部.....台
- 5 再開部分の面積平方メートル

以上

※ 正1部提出してください。
一部再開の場合は、再開部分を朱書きした平面図を添付してください。

受付欄

(様式第4号)

年 月 日

伊丹市長様

駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

電話 () -

路外駐車場廃止届

このことについて、下記のとおり廃止したいので駐車場法第14条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 駐車場の名称
.....
- 2 駐車場の位置
.....
- 3 廃止の理由
.....
- 4 廃止年月日年.....月.....日.....
- 5 廃止台数全部.....一部.....台
- 6 廃止部分の面積平方メートル

以上

※ 正1部提出してください。
一部廃止の場合は、廃止部分を朱書きした平面図を添付してください。

受付欄

(様式第5号)

路外駐車場管理規程届出書

年 月 日

伊丹市長様

駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

電話 () -

駐車場の名称

年 月 日から路外駐車場の供用を開始したので、駐車場法第13条第1項の規定に基づき、別紙のとおり路外駐車場管理規程を届け出ます。

※ 正1部提出してください。

受付欄

(様式第6号)

年 月 日

伊丹市長様

駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

電話 () -

路外駐車場管理規程変更届出書

当駐車場の管理規程中、下記の項を 年 月 日から別紙のとおり変更したいので、駐車場法第13条第4項の規定に基づき届け出ます。

記

駐車場の名称	
1 路外駐車場の名称	(変更前)
2 路外駐車場管理者の氏名及び住所	
3 路外駐車場の供用時間に関する事項	(変更後)
4 駐車料金に関する事項	
5 路外駐車場の供用契約に関する事項	
6 国土交通省令で定める事項	
7 その他	

以上

- ※ 正1部提出してください。
該当する事項に○印をつけたうえで次の要領で記載してください。
変更前・・・黒字で記載
変更後・・・赤字で記載

受付欄

(様式第7号)

年 月 日

伊丹市長様

駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

電話 () -

特殊装置設置計画書

1. 駐車場の名称	
2. 駐車場の位置	
3. 特殊装置の名称等	
4. 特殊装置の認定番号	
5. 特殊装置の認定の有効期限	年 月 日から 年 月 日まで
6. 特殊装置の設置予定日	年 月 日

注意)

設置予定日は、特殊装置の設置（据付等）に係る工事の着手予定日とする。
設置予定日が変更となる場合、変更が明らかになった時点で速やかに変更計画書を提出すること。
複数の装置が設置される場合は、装置ごとに計画書を提出すること。
認定の条件に適合していることがわかる図面、説明資料等を添付すること。

路外駐車場設置及び届出に関する手引き

伊丹市都市活力部 都市整備室 都市計画課
伊丹市千僧1丁目1番地
TEL 072-783-1234(代表) 072-784-8066(直通)
FAX 072-784-8048